

令和4年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和4年8月25日(木曜日)
- 2 開催時間 午後2時00分開会 午後2時13分開会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 16名
 - 1番・北原 浩美
 - 2番・鹿野 直子
 - 3番・柿木 和恵
 - 4番・佐藤 慎二
 - 5番・秦 真一
 - 7番・湯浅 光二
 - 8番・高倉 伸淳
 - 9番・松木 一幸
 - 10番・宮嶋 睦子
 - 12番・鷺尾 勲
 - 13番・浅沼 博実
 - 14番・只石 博幸
 - 15番・一宮 敏昭
 - 16番・清水 利秋
 - 17番・石尾 卓也
 - 18番・山田 孝
- 5 欠席委員 6番・外川 守 11番・平 克洋 19番・滝川 岳雪
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 西村副主幹
大谷副主幹 稲場主査 荒主査
石山主任 正部川主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について

- 議長（山田 孝） それでは、令和4年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員数は、16名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に、6番外川委員、11番平委員、19番滝川委員から、欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 2番鹿野委員、3番柿木委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が1件で、地区の内訳は東旭川地区となっております。
- 内容でございますが、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図るものでございます。
- 議案補足資料1ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
- 御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定

いたします。

○議長（山田 孝） 続きます、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（石山主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の3ページ番号1を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、農家住宅を建築するものであります。
続いて、議案補足資料2ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川市総合防災センターから北東へ約2kmに位置します。
次に、資料3ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には住宅、雪捨場、駐車場、庭が設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料4ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料5ページ及び6ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
続きます、議案の3ページ番号2を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、雪堆積場を設置するため、使用貸借権を設定し、一時転用するものであります。
続いて、議案補足資料7ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川市東鷹栖支所から西へ約2.1kmに位置します。
次に、資料8ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には雪を堆積する部分、盛土、側溝、沈砂池及び外堀沈砂池を設置する計画です。
審査の内容につきましては、資料9ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料10ページ及び11ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

議案の該当ページは5ページないし8ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が1件、利用権設定の賃貸借が10件で、合計は11件となります。

地区別の内訳でございますが、所有権移転の1件は、東旭川地区となっております。

賃貸借の10件につきましては、西神楽地区3件、東旭川地区7件となっております。

集積面積は、所有権移転が1.9ha、利用権設定の賃貸借が15.6ha、合計17.5haでございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の面積を記載しております。

したがって、登記面積の変更や内地番の見直しなどによって、記載される面積が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃貸借の番号8番につきましては、鹿野委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（鹿野 直子） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の8ページ、賃貸借の8番につきましては、稼働力不足を理由とする

新規案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号8番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、賃貸借の番号8番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（鹿野 直子） (着席)

○議長（山田 孝） 鹿野委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転の番号1番については、農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。

利用権設定の内、議事参与制限の1件を除いた賃貸借9件の内容別の内訳につきましては、期間満了による再設定が4件、借主変更が2件、解約再設定が1件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が2件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番、賃貸借の番号1番ないし7番、9番及び10番について御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、議案第3号について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任）

事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。

議案の該当ページは9ページないし11ページでございます。

永山地区で1件、江神地区で4件、合計で5件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、番号1番の現況は、願出のとおり、対象地7筆のうち4筆が農地、残りの3筆が農採地以外であることを確認いたしました。また、番号2番ないし5番の現況は、願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

このうち、番号1番につきましては、現況に合わせて分筆整理したところ、対象地が全部で7筆となり、それらについて現況判断の願出があったものです。

また、番号4番につきましては、願出地のうち1筆は隣接する土地と筆界が未定ですが、筆界未定の範囲一帯が山林であることを確認しております。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり農地・非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹）

事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは13ページないし18ページでございます。

本件につきましては合計8件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区2件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区2件、東旭川地区2件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。

日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは19ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件、合計で3件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を閉会いたします。